

浜岡原子力発電所3・4号機 共通用高圧母線の停電作業について（続報）

平成 18年9月11日

【今回お知らせする内容】

作業実績	平成18年9月9日に予定していた、しゃ断器の点検作業が終了し、3・4号機共通用高圧母線(SA-1)が受電するようになりました。
------	---

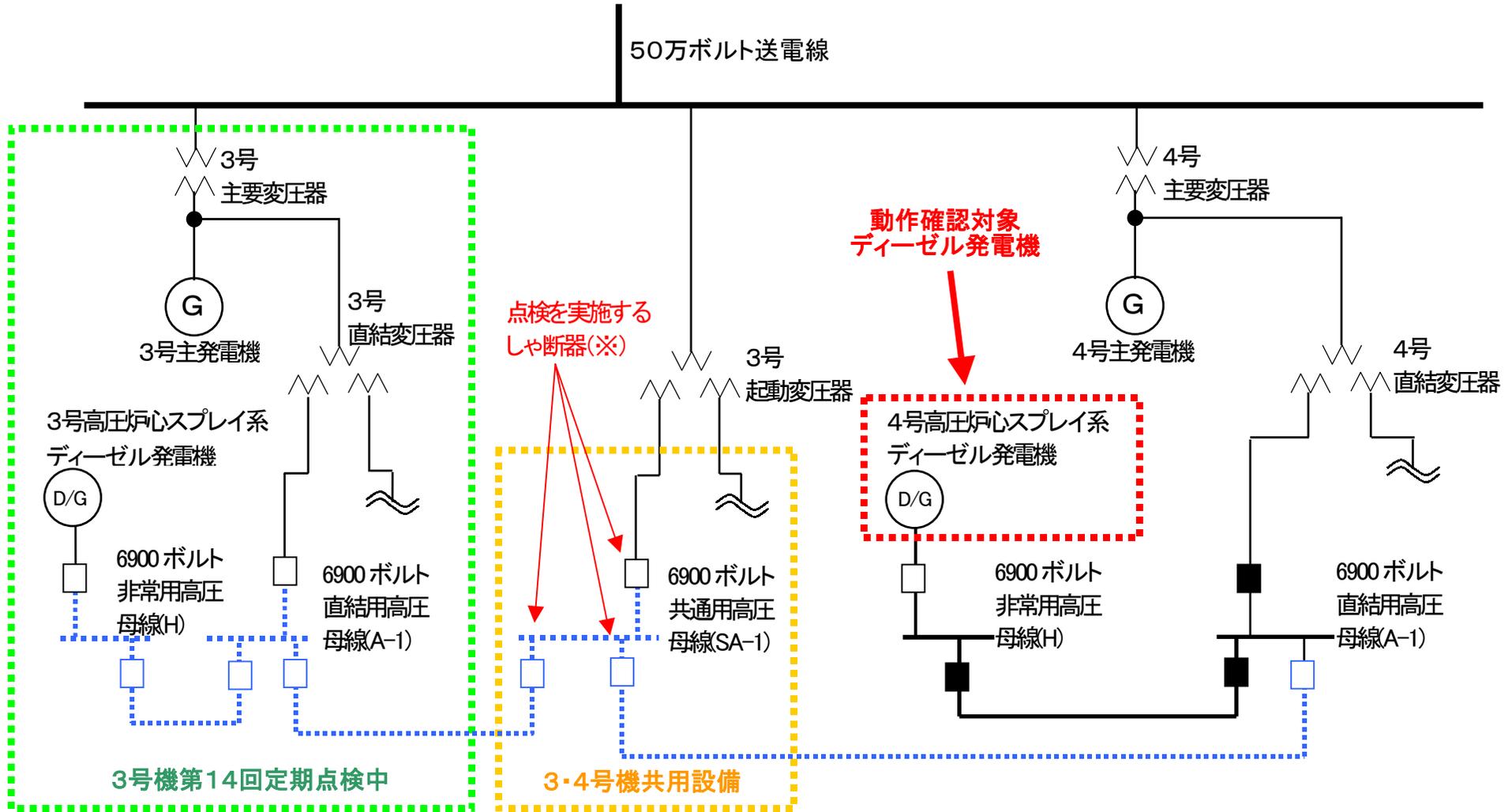
【平成18年9月8日にお知らせした内容】

対象号機	3号機(定期検査中) : 沸騰水型、定格電気出力110万キロワット 4号機(定格熱出力一定運転中) : 沸騰水型、定格電気出力113.7万キロワット
停電期間	平成18年9月9日および平成18年10月1日
作業内容	3号機第14回定期点検(平成18年7月21日より実施中)の一環として、3・4号機共通用高圧母線(※1)(SA-1)のしゃ断器の点検を実施します。このため、平成18年9月9日および平成18年10月1日に、同母線を停電します。 これにより、4号機(運転中)の高圧炉心スプレイ系機器へ電源を供給する非常用高圧母線(※2)(H)への待機用電源が一時的に停止するため、原子炉施設保安規定(※3)に基づき、非常用高圧母線(H)に接続されている4号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の確認運転(※4)を実施後、停電作業を開始します。 なお、非常用高圧母線(H)には、常時別の電源が供給されており、今回の作業により停電することはありません。 また、3号機については、停止中であるため、4号機と同様な措置を実施する必要はありません。
お知らせ基準	運転情報「表2-14」に該当します。

- ※1 高圧母線は、発電所内の機器へ高圧の電気(6,900ボルト)を供給する電気回路です。
3・4号機共通用高圧母線は3、4号機の機器へ電源を供給するための高圧母線で、合計4母線あります。
- ※2 非常用高圧母線は原子炉の安全上重要な機器に電源を供給するための高圧母線であり、3、4号機でそれぞれ3母線あります。
- ※3 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。
- ※4 確認運転は原子炉施設保安規定第73条第3項で規定される、「予防保全を目的とした共通用高圧母線(SA-1)等の保全作業のため、計画的に停電(運転上の制限外に移行)する場合は、SA-1からの供給が停止する非常用高圧母線に接続する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機について、SA-1の停電前に動作可能であることを確認する」に基づく措置です。

以上

浜岡原子力発電所3・4号機 所内電源構成図



- しゃ断器「入」
- しゃ断器「切」
- 3・4号機共用高圧母線停電時の停電範囲

通常、4号非常用高圧母線(H)へは、4号機主発電機から4号機直結変圧器を經由して電源供給を行っており、3・4号機共用高圧母線(SA-1)からは、電源が供給可能な状態(待機状態)となっています。

※ しゃ断器を動かすための制御電源の点検を実施します。また、記載は省略していますが、この他にも複数のしゃ断器があります。